

銚子市告示第11号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年3月23日から効力を生ずる。

平成17年3月22日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新	旧	地 番
町 名	町 名	
赤 塚 町	岡野台町2丁目	752の内 753の2の内
	岡野台町4丁目	916の1に隣接する道路である国有地の一部
岡野台町2丁目	赤 塚 町	327の内 325に隣接する道路である国有地の全部
	岡野台町3丁目	750の2に隣接する道路である国有地の全部

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成15年7月17日現在の土地登記簿謄本によるものである。